

労働者派遣業務仕様書

この仕様書は、令和7年度エコチル調査福島ユニットセンターに係る労働者派遣業務(以下「派遣業務」という。)の内容について、公立大学法人福島県立医科大学(以下「甲」とする。)と派遣元(以下「乙」という。)として定めるものである。

1 履行期間、予定人員及び勤務総時間

(1) 履行期間及び予定人員

令和7年6月2日から令和7年12月26日まで 1名

(2) 勤務総時間

1,001時間

(1日7時間、累計日数143日)

(3) その他

特別な事情により上記の変更が必要となった場合は、甲乙協議の上、履行期間及び人員の調整を行えるものとする。

2 履行場所

エコチル調査福島ユニットセンター郡山事務所

(福島県郡山市桑野1丁目21-17 桑野共栄ビル2階)

3 勤務日及び勤務時間等

(1) 勤務日

毎週月曜日から金曜日

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日

(3) 勤務時間

9時から17時まで

(4) 休憩時間

12時から13時まで

4 業務の内容

労働者派遣法施行令第4条第3号「事務用機器の操作の業務」等

(エコチル調査が実施する調査業務のデータ入力・書類封入、宛名ラベルの貼付等)

5 派遣労働者の条件

ワープロソフト(Microsoft Word)及び表計算ソフト(Microsoft Excel)の基本操作ができる者で、テンキー入力150タッチ/分程度、文字入力40字/分程度の能力を有する者であること。

6 勤務記録に関する報告

(1) 派遣労働者から甲への報告

ア 派遣労働者は、毎勤務日終了後、勤務記録簿(様式任意)を作成し、その内容について甲の確認を受ける。

イ 乙は、各月ごとに勤務記録簿を取りまとめ、これを派遣業務完了報告書に添えて甲に報告する。

7 遵守事項

(1) 一般事項

ア 乙及び「派遣労働者及び派遣業務の履行に関する乙の役員又は従業員（以下「派遣労働者等」という。）」は、派遣労働者法、労働基準法、その他必要な法令及び甲の規程等を遵守する。

イ 派遣労働者等は、甲の信用を失墜させる行為をしない。

ウ 派遣労働者等は、就業時間中、派遣業務の遂行に専念する。

エ 派遣労働者等は甲の指揮監督のもとに業務を遂行し、言動に十分注意して、節度ある態度で業務に従事する。なお、業務中の個別の事案について判断が必要となる場合は、甲の指揮監督のもとに必ず対応し、個人の裁量で対応することのないよう留意する。

オ 派遣労働者等は、甲の敷地内においては、乙が作成した身元を証する名札等を常に着用する。

カ 派遣労働者等は、甲のパソコン等の機器、机・椅子等の備品等を善良な管理者の注意をもって使用する。なお、これらが、派遣労働者等又は乙の責めに帰すべき事由により損壊、あるいは紛失した場合は、乙の責任で補償する。

(2) 個人情報の保護に関する留意事項

福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「条例」という。）に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、次の義務を負うことに留意すること。

ア 条例第9条第2項に基づき、乙は個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務を負うこと

イ 条例第9条第3項に基づき、派遣労働者等又は派遣されていた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと

ウ 乙は条例第43条の罰則の対象となること

エ 派遣労働者等又は派遣されていた者は、条例第40条の2又は第40条の3の罰則の対象となること

8 その他

(1) 派遣労働者に貸し出せる駐車場がないことに留意すること。

(2) 令和6年度以前において当該事務所での准職員の採用実績のある者は、派遣しないこと。

(3) その他、本仕様書に記載する内容に関して生じた疑義事項については、甲と乙において別途協議する。